

2020年5月

ジェットロ・デュッセルドルフ事務所

新型コロナウイルス発生時における労働安全衛生の基本方針（仮訳）

2020年4月16日 ドイツ連邦労働社会省発表

I. パンデミック（世界的な感染症）発生下における就労：労働安全と衛生について

世界的な新型コロナウイルスの感染発生は、社会的にも経済的にも私たちの生活に影響を及ぼしている。今回のパンデミックは、数えきれないほど多くの就労者と就労者以外の人々の健康、社会の安全、秩序を脅かし、全ての人々の生活に莫大な影響を与えている。同時に経済的な活動へも影響を及ぼし、すなわち職場世界全体に影響を及ぼしている。経済活動を再開すると同時に、労働者の安全と健康の両方についての対策も同時進行でとらなくてはならない。Stop-and-Go-Effekt（改善が少し進んでは止まる事態）を避けなければならない。感染経路を断ち、雇用者の健康を守るための対策を取り、中期的なスパンで継続的に感染者数の増加を抑えながら経済活動を復興させる事により国民を守ることが、後述される労働者の安全と衛生に関する特別対策の目的である。組織内で実践出来る対策、従業員個人の安全と健康への対応には、施行される過程でその優先順位を注意していかねばならない。

その際には以下2つの原則が適応される。

- 一時的な追加対策に関する企業方針とは関係なく、必要なソーシャルディスタンス(他者との社会的距離)が十分に取れない可能性がある場合には、従業員に鼻から口までを覆う物が支給され、きちんと着用が義務付けられるべきである。
- 呼吸器疾患（医師に風邪と診断された場合でなく）や発熱の症状のある従業員は、オフィスビルや工場などの敷地内に立ち入ってはならない。（重要なインフラ関連に従事している従業員を除く。ロベルト・コッホ研究所の推奨を参照）雇用主は、発熱するなど従業員が新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合の対応策（例えば、緊急感染対策など）を確立しなくてはならない。（ロベルト・コッホ研究所の推奨を参照）

II. 新型コロナウイルス感染予防のための一時的な追加対策に関する企業方針について

リスク評価に基づいて、雇用主は責任を持って感染を防止するために必要な対策を導入する。そのためには、雇用主は必ず労働安全と衛生管理の専門家と顧問産業医に助言を得ると共に、雇用者を代表する人物、機関、団体などと協議をする必要がある。

もし企業内に労働安全衛生委員会があるのであれば、委員会が適宜、追加の感染防止対策の導入を調整するとともに、その効果を観察して企業をサポートする。代替としては、調整・危機管理ユニットを設立するオプションもある。この調整・危機管理ユニットは、労使協議会、労働安全と衛生の専門家、顧問産業医の関与の元、雇用主、または労働保護法の第13条、ドイツ法定労災保険の条例1に基づいて任命された人物の指示に基づいて結成される。

特別対策について

1. 職場での配置について

従業員一人ひとりが最低でも 1.5m の安全を保つために必要な距離を確保できるようにしなければならない。組織的な措置によってもこの対応が可能でない場合には、雇用主は、代替策を講じなくてはならない。来客など人の出入りが多い場所や、作業場で安全な距離が保てない場合には、透明な仕切りの設置が必要である。オフィスワークについては、可能な限り、在宅勤務をするべきである。在宅勤務ができない場合には、オフィスでは空いている部屋を利用し、複数の従業員が同じ部屋で作業することは避けるべきであり、または職場で安全な距離が保てるようにするべきである。

2. トイレ、社員食堂、休憩室の利用について

手の清潔さを保つためにも、肌に優しいハンドソープと濡れた手を乾かすペーパータオルなどを常備すること。掃除や衛生管理を十分に行う。必要であれば清掃の頻度を増やす。特にトイレや共有スペースにはこの対応が必要である。感染を避けるためにも、ドアノブや手すりを定期的に清掃すること。休憩室や社員食堂では、テーブルや椅子について距離を置いて配置するなど、従業員同士が必要な距離が保てるようにするべきである。社員食堂では食事を受け取るカウンター、食器を下げる場所や会計を行うレジなどで列に並ぶ際も、必要な距離が取れるように注意するべきである。必要に応じて、社員食堂の営業時間、食事を提供する時間を延長するなどの対応が望ましい。最後の手段として社員食堂の閉鎖も検討されるべきである。

3. 換気について

空気中の病原菌は密閉された空間で増殖するため、定期的に室内の換気を行うことにより、衛生度や空気の汚れが改善される。飛沫による微小な病原菌が空気中に含まれている場合にも、室内の換気を行うことでその数を減少させることが出来る。

空調に関する注意点

空調による感染のリスクは押しなべて低いと言える。そのため、空調をオフにす

る事は推奨しない。特に注意すべきは、新型コロナウイルス感染者患者がいる部屋や、感染者が触れた物などが置いてある場所などで空調を消すと、新型コロナウイルスが空気中で浮遊するエアロゾル状態での濃度が高まり、感染のリスクが高まる。

4. 建設現場、農場、屋外での作業、配達業、長距離運送業、社用車など勤務時の車の移動

職場外での労働（顧客に会うなど）についても必ず最低 1.5m の安全な距離が保たれているべきである。その場合には、作業員に別の安全リスクが増えないかを念頭において、作業員が一人で作業を行う事が出来るかを検討するべきである。そうでなければ、工場外で作業する場合や出張時に接する人数を出来るだけ減らすために、特定の従業員を出来るだけ少人数（2、3人）で固定のチームとして行動させるべきである。屋外での作業には、近くに頻繁に手を清潔に保つための場所を確保すべきである。社用車にも手を清潔に保つための殺菌消毒剤、ペーパータオル、ゴミ袋などを常備するべきである。社用車で外出する際には出来る限り、1つの社用車を複数の従業員が使用することがないようにする。1つのグループに1台の社用車を割り当てるなどして、1台に乗車する従業員を、（同乗、入れ替わりに乗車する場合にも）、出来るだけ少人数にするべきである。社用車内は常に清掃を行い、複数の従業員が使用する場合には特に念入りに行うべきである。必要なものの仕入れ並びに配送は出来るだけ減らし、配達経路などもそれに従って効率よく調整するべきである。公衆トイレや手洗いが行える場所が閉鎖されているため、配達業や長距離運送業に従事する者は手を清潔に保つことが難しい。そのため、手洗いが出来る場所に立ち寄ることが出来るようにあらかじめ考慮して移動経路を考えるべきである。

5. コレクティブ住宅（複数の家族、従業員などが集団で住む共同住宅施設）での感染予防について

従業員がコレクティブ住宅で共同生活を送っている場合には、出来るだけ少人数で、同じ作業を行っている従業員が固定のチームとなり共同生活をすべきである。各チームの使用後に衛生のために清掃をするという追加の手間をはぶくため、可能な限り、それぞれのチームに個々の共有スペース（バストイレ、キッチン、居間などの共有部屋）を与えるべきである。原則として寝室は個室にするべきである。複数の人間が寝室を共にするのは、パートナーや家族だけに限定されるべきである。感染者が発生した場合に、早期に隔離が出来る個室を確保しておくべきである。共同住居では定期的、頻繁に換気と清掃を行うべきである。キッチンには食洗器を置き、60度以上の温度で食器を殺菌消毒するべきであ

る。洗濯機またはクリーニングサービスも備えるべきである。

6. 在宅勤務について

オフィスワークは出来るだけ在宅勤務で行うべきである。オフィスに複数の従業員がいて、安全な距離が保てない場合には特に在宅勤務が推奨される。在宅勤務は雇用者が（育児、肉親の介護など）ケアをしながら仕事が出来るという利点もある。Initiative Neue Qualität der Arbeit のサイト www.inqa.de の在宅勤務のセクションには、雇用主と雇用者のための在宅勤務の活用法についての推奨項目が掲載されている。

7. 出張とミーティングについて

出張やミーティング（打合せ、会議）など人と会って接触することは最低限に控え、出来る限り電話会議、ビデオ会議などテクノロジーを使った別の手段を使うべきである。もし人と会ってのミーティングが絶対に必要な場合には、参加者同士が安全な距離を保てるようにすること。

組織的な特別対策

8. 安全な距離の確保について

階段、ドア、エレベーターなど移動のために従業員同士が接近する場所では、安全な距離が確保できるように対処すること。タイムカードの設置場所、社員食堂、作業道具や備品などが置いてある場所、エレベーターなど、人が集まりやすい場所にはテープなどを貼って人と人の間に安全な距離を保って順番を待つように立ち位置を定める。組み立て作業の様に複数の従業員と一緒に作業をしないではない場合にも、最低 1.5m の距離を確保する。組織内で距離を保つことが困難な場合には、口から鼻までを覆うなど代理策が必要となる。

9. 職場の備品や作業工具について

作業工具や使用機器は出来るだけ個人で使用するようにする。それが困難な場合には、定期的な清掃を行う。特に次の従業員が作業を始める前に清掃をする。そうでなければ、機器の回転部分に手袋が巻き込まれるなど別のリスクが発生しない限りは、従業員は作業をする際に手袋を着用する。手袋を着用する時間の制限や、アレルギーなど従業員の体質についても考慮されるべきである。

10. 就労時間と休憩時間の設定について

時差通勤や休憩時間をずらす、必要であればシフト制にするなど、職場や共用施設の使用時間をずらすことで、従業員が密集するリスクを減らすこと。シフト

制にする場合には、同じ従業員チーム（同じ部署）で出来るだけシフトを組むようにして、他の部署の従業員と接触することを減らすようにする。タイムカードを押すため、休憩室やトイレ、シャワー室を利用するために従業員が一同に集まるのを避けるために、組織に於いて始業時間や終業時間の適応策が必要となる。

11. 作業着と防護服の保管と洗濯

防護服や作業着は、特に厳格に個人使用とすること。従業員が各自の作業服や防護服を私服と分けて保管することを行使する。作業着の洗濯を必ず定期的に行う。従業員が自宅で作業着に着替えることによって、感染リスクを高める心配や（または）泥などの汚れの付着により衛生レベルが保てないなどの問題がなく、結果として他の従業員と接触する事がさけられるのであれば、それを認めること。

12. 職場に於ける来客やオフィスへの立ち入りについて

来客の立ち入りは最小限に抑える。可能であれば、来客の連絡先、来客の来訪日時、退出日時を記録しておく。来客には企業の新型コロナウイルス感染予防対策についての最新情報を伝える。

13. 感染の疑いがある場合の対応について

従業員が新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合の対応策を作成し、迅速に対応する。発熱、咳、息切れなどが新型コロナウイルスの症状である。これに対応するために、従業員に出来るだけ直接接触をせずに体温を確認できるよう対策を取る。感染と思われる症状がある従業員は、即時に職場を退出させるか、自宅療養をさせる。感染の疑いが医師の診断で確認されるまでは、従業員は勤務が不可能であると見なし病欠とする。感染の疑いのある従業員は医師か保健所(Gesundheitsamt)にただちに連絡を取り、その判断を仰ぐ。まずは電話での連絡を取ること。雇用主はパンデミック対応法を設定し、感染が確認された場合には、そのプロセスに従い感染者と接触し感染のリスクのある人物（従業員や場合によっては顧客）を特定し、その旨を該当者に伝える。

14. 新型コロナウイルスによる精神的ストレスの軽減について

新型コロナウイルスの危機は、ビジネス（経済活動）を脅かし停止させるだけに留まらず、多くの従業員に不安を与えるものでもある。その影響により、従業員と顧客との関係に問題を引き起こす可能性もあり、重要業務担当部門の長時間で過密な労働を引き起こし、社会的距離を保つことに対するストレスなど、精神的な負担を引き起こすものであることも考慮しなくてはならない。これらは

職場のリスク管理下のもと、適切に対処されなくてはならない。

従業員の特別対策

15. 口から鼻を覆うプロテクション（マスク）と防護服について

他者との接触が避けられない場合や、他者との間に安全な距離が確保できない場合には、従業員に口から鼻を覆う物を支給し、着用させる。特に危険を伴う仕事場では、防護服を支給し、着用する。

16. 従業員への指導および積極的なコミュニケーション

労働安全と衛生とその予防についての対策を従業員にしっかりと理解させる。指導にあたるマネージャーは、従業員が良く理解をした上で仕事を行えるようにする。指導内容は出来るだけ一本化されたものとする。従業員の連絡先担当を割り当て、対策内容がスムーズに伝わるようにする。予防対策をしっかりと説明し、標識、掲示物、床に目印を貼るなど、従業員が予防策を実行しやすいようにする。距離を保つこと、咳やくしゃみをする際のマナー、手洗いをして衛生を保つこと、防護服の着用など、従業員個人と組織（会社）が守るべき衛生ルールをきちんと明確にして、実行させる。ドイツ連邦健康教育センターからの情報も、従業員を指導する上で役立つ。

17. 職場での疾患ケアと予防策とハイリスクグループに属する従業員の保護

従業員が職場での疾病をケアとその予防策を受けられるようにする。従業員はこれまでの病歴または体質により（新型コロナウイルスに対して）特別なリスクがあるかなどについて、顧問産業医から個別のアドバイスを受けることができる。従業員は不安や精神的なストレスなどについても相談ができる。顧問産業医は職場の状況を把握しているので、雇用主に適した予防策を講じられ、従来の労働安全と健康に関する予防対策ではカバーしきれない面にも対応ができる。必要であれば、顧問産業医は従業員に他の業務にあたるよう推奨できる。従業員の了承を得られない限り、その経緯は雇用主には知らされない。職場での疾病ケアとその予防策についての相談は電話でも受けられる。産業医によっては、従業員用のホットラインも設置をしている。

III. **新型コロナウイルスに対する労働安全と健康の基本方針の実施と改定について**

今回のパンデミックは長引くと予測され、今後しばらくの間、職場での感染病予防への試練だと言える。このような特殊な試練に対応し、ドイツ国内すべての業種で統一したアプローチをとるために、

- 連邦労働社会省は、職場での新型コロナウイルス予防のための臨時諮問委員会

を発足する。この委員会は、今後更なる感染拡大が予想されるパンデミックに迅速に、一致団結した対応を取り、新型コロナウイルスに対する労働安全と健康の基本方針に必要な改定（アップデート）を加えていく。委員会は、連邦労働社会省、連邦労働安全衛生研究所、ロベルト・コッホ研究所の各代表者、ならびにドイツ労働組合連盟、ドイツ雇用主同盟、労災保険機関、各連邦州当局、専門家のそれぞれ2名の代表者で構成される。

- 新型コロナウイルスに対する労働安全と健康の基本方針については、必要に応じて労災保険機関または各州の管理当局が、業種別のガイダンスと補足条項を提供する。
- 連邦政府は、新型コロナウイルスに対する労働安全と健康の基本方針と、業種別のガイダンス、補足条項についても公表をする予定である。連邦労働安全衛生研究所、ドイツ労働組合連盟、ドイツ雇用主同盟、労災保険機関、各連邦州の管轄当局の各機関には、それぞれのネットワークを活用して広報活動をするよう要請する予定である。新型コロナウイルスに対する労働安全と健康の基本方針に記された対策は、新たな感染者の増加を抑えることに寄与するものである。連邦政府、各州政府、労災保険機関のサポートによる「ドイツ労働安全衛生戦略」は、職場（企業間）で普及され、「新型コロナウイルスに対する労働安全と健康の基本方針」と業種別のガイダンス」の施行と利用に寄与するであろう。

※情報が随時更新される可能性がございます。最新情報については、連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）等関係機関のウェブサイトをご確認ください。

※上記は仮訳であり、利用にあたっては必ず以下の原典をご確認ください。

原典

連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）：

<https://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2020/einheitlicher-arbeitsschutz-gegen-coronavirus.html>

https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Schwerpunkte/sars-cov-2-arbeitsschutzstandard.pdf?__blob=publicationFile&v=2